

令和2年8月24日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	沖	久	正	留

決算及び基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、公営企業会計を除く令和元年度神戸市各会計歳入歳出決算及び決算附属書類並びに令和元年度神戸市都市整備等基金運用状況を審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

令和元年度 神戸市一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）決算審査意見

第1 審査の対象	1
第2 審査の方法	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の結果	1
1 総 括	2
(1) 令和元年度予算	2
ア 予算編成の手順	2
イ 令和元年度予算	2
(2) 決算の概要	2
(3) 審査意見	5
2 一 般 会 計	7
(1) 歳入	7
ア 決算状況	7
イ 自主財源と依存財源	8
ウ 主な収入の状況	10
(2) 歳出	17
ア 決算状況	17
イ 性質別歳出	19
ウ 繰出金	22
3 特 別 会 計	24
(1) 概要	24
ア 予算決算収支状況	24
イ 決算収支状況	25
ウ 歳入	26
エ 歳出	27
(2) 保険3会計（国民健康保険事業費、後期高齢者医療事業費、介護保険事業費）の状況	28
ア 枠組み	28
イ 状況	29
4 財 産 等 の 状 況	30
(1) 財産の状況	30
(2) 市債の状況	32
ア 市債状況	32
イ 公会計との整合	36
(3) 債務負担行為の状況	37

令和元年度 神戸市都市整備等基金運用状況審査意見

第1 審査の対象	38
第2 審査の方法	38
第3 審査の期間	38
第4 審査の結果	38
第5 基金の運用状況	38

(決算審査資料)

別表1 財政指標の推移	43
別表2 一般会計歳入決算状況	46
別表3 令和元年度歳出決算の性質別分類(会計別)	48
別表4 一般会計歳出款項別決算表	50
別表5 歳出決算節別集計(年度別)	52
別表6 一般会計款別職員費の支給人員・決算額	54
別表7 一般会計繰出金の使途(年度別)	55
別表8 一般会計収入未済額一覧表	56
別表9 特別会計収入未済額一覧表	57

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年度増減額、差引額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。

令和元年度神戸市一般会計及び特別会計 (公営企業会計を除く) 決算審査意見

第1 審査の対象

一般会計及び特別会計(公営企業会計を除く。以下同じ。)の令和元年度歳入歳出決算及び決算附属書類

なお、審査の対象となった特別会計は次のとおりである。

特別会計……市場事業費，食肉センター事業費，国民健康保険事業費，農業共済事業費，母子父子寡婦福祉資金貸付事業費，駐車場事業費，農業集落排水事業費，市街地再開発事業費，市営住宅事業費，介護保険事業費，後期高齢者医療事業費，公債費

第2 審査の方法

歳入歳出決算及び決算附属書類が，法令に基づいて作成されているか，計数は正確であるか，会計処理及び財産の記録管理は適正かについて，会計管理者及び関係部局が所管する証書類と照合するとともに責任者に対する質問等の方法により審査した。

また，決算の状況について，各種資料を主として年度比較することにより分析した。

第3 審査の期間

令和2年5月26日～8月24日

第4 審査の結果

令和元年度歳入歳出決算及び決算附属書類は，法令に従い作成されており，その計数は正確であり，会計処理及び財産の記録管理はおおむね適正に行われているものと認められた。

ただし，審査意見については留意されたい。

決算の概要等は，以下のとおりである。

1 総 括

(1) 令和元年度予算

ア 予算編成の手順

政策予算と局裁量予算に分類して編成している。令和元年度予算より予算編成方法を見直し、従来の政策予算のうち継続事業については局裁量予算化し、新規・拡充事業については政策会議（予算編成型）において、事業の方向性や財源を議論した上で決定している。

イ 令和元年度予算

平成 30 年度当初予算で公表した中期財政収支見通しでは、平成 31 年度（令和元年度）の収支不足額は 22 億円の見通しであったが、令和元年度予算編成において働き方改革の推進等事務事業の見直しにより収支不足を圧縮し、令和元年度予算を財源対策によることなく編成した。

令和元年度予算は、暮らしの質と都市の価値の向上をめざして、総合性を発揮し、あらゆる施策にバランスよく取り組むとともに、新たな政策展開に積極果敢に挑戦する考え方で編成された。その中でも重要課題として、子育て、教育分野への重点的な投資、経済基盤となるインフラ整備と地域の特性を活かした上質なまちづくりに取り組み、安定した経済成長と市民所得の向上、持続可能な社会保障と財政基盤の構築をめざした。

一般会計及び特別会計における予算決算の状況は、第 1 表のとおりである。

第 1 表 予算決算の状況

(単位 金額：千円)

区 分		予 算 現 額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額	差 引
歳 入	一 般 会 計	891,224,119	812,701,352	-	△ 78,522,766
	特 別 会 計	689,352,581	665,812,346	-	△ 23,540,234
	合 計	1,580,576,700	1,478,513,698	-	△ 102,063,001
歳 出	一 般 会 計	891,224,119	803,678,569	51,240,865	36,304,684
	特 別 会 計	689,352,581	660,501,546	7,827,045	21,023,989
	合 計	1,580,576,700	1,464,180,116	59,067,910	57,328,673

備考：1 歳入に係る差引欄は、決算額から予算現額を控除した額である。

2 歳出に係る差引欄は、予算現額から決算額と翌年度繰越額を控除した額である。

歳出に係る当初予算額に補正予算額や前年度からの繰越額等を加えた予算現額と決算額の差引（翌年度への繰越額を除いた不用額）は、前年度が一般会計、特別会計の合計で 467 億 6,309 万円であったところ、令和元年度の合計は 573 億 2,867 万円となっている。

(2) 決算の概要

一般会計及び特別会計における決算状況は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 一般会計及び特別会計決算状況

(単位 金額：千円，比率：%)

区 分		令和元年度	平成30年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率
歳 入	一般会計	812,701,352	768,543,061	44,158,290	5.7
	特別会計	665,812,346	657,343,506	8,468,839	1.3
	合 計	1,478,513,698	1,425,886,567	52,627,130	3.7
歳 出	一般会計	803,678,569	759,361,443	44,317,125	5.8
	特別会計	660,501,546	653,620,184	6,881,362	1.1
	合 計	1,464,180,116	1,412,981,627	51,198,488	3.6
歳 入 歳 出 差 引 額	一般会計	9,022,782	9,181,617	△158,835	△1.7
	特別会計	5,310,799	3,723,322	1,587,477	42.6
	合 計	14,333,582	12,904,940	1,428,642	11.1
翌年度へ 繰り越すべき 財 源	一般会計	7,701,482	7,141,932	559,550	7.8
	特別会計	784,744	665,215	119,529	18.0
	合 計	8,486,226	7,807,147	679,079	8.7
実 質 収 支	一般会計	1,321,300	2,039,685	△718,385	△35.2
	特別会計	4,526,055	3,058,107	1,467,948	48.0
	合 計	5,847,356	5,097,793	749,563	14.7

備考：実質収支は、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額である。

一般会計では、歳入 8,127 億 135 万円に対し、歳出は 8,036 億 7,856 万円となっている。前年度に比べ、歳入は 441 億 5,829 万円 (5.7%)、歳出は 443 億 1,712 万円 (5.8%) 増加している。これは、主として歳入では、市税において県費負担教職員制度の権限移譲に伴い、市県民税における市民税の配分比率増 (6%→8%、県民税は 4%→2%) 等による個人市民税の増により増加するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付・地域型保育給付の増加等に伴い国庫支出金が増加したことによる (7 頁 第 3 表参照)。

一方、歳出では、教育・保育給付費、障害者自立支援給付費等の扶助費の増により義務的経費が増加するとともに、新長田合同庁舎の整備や保育定員確保に伴う教育・保育施設の整備等により投資的経費が増加したことが主な要因である。

実質収支 (歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額) は、13 億 2,130 万円で、9 年連続で黒字を計上している。これは、所得の増加などに伴う個人市民税の増や「神戸市行財政改革 2020」に基づく取組の着実な進展などによる。

特別会計全体では、歳入 6,658 億 1,234 万円に対し、歳出は 6,605 億 154 万円、実質収支は 45 億 2,605 万円である。前年度に比べ、歳入は 84 億 6,883 万円 (1.3%)、歳出は 68 億 8,136 万円 (1.1%) 増加している。これは、市営住宅の耐震改修等により市営住宅事業費が、超高齢社会の進展に伴う介護給付費の増等により介護保険事業費がそれぞれ増加したことなどによる。

一般会計、特別会計を合わせた当年度決算収支は、歳入 1 兆 4,785 億 1,369 万円に対し、歳出 1 兆 4,641 億 8,011 万円、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は 58 億 4,735 万円である。

実質収支については、地方公共団体は地方財政法第 7 条の規定により、決算認定後その 2 分の 1 以上の金額を基金に積み立てること等の処理を行うこととされているが、一般会計においてはその全額を決算剰余金として財政調整基金に積み立て、今後の市政運営に活用する予定である。

なお、平成 30 年度決算審査意見書における歳入歳出差引額（翌年度へ繰り越すべき財源を含む）と、公会計に準拠した「平成 30 年度神戸市の財務書類」の「一般会計等貸借対照表」及び「全体貸借対照表」の現金預金との差は、次のような状況による。

【一般会計等貸借対照表との差】

決算審査意見書	神戸市の財務書類
一般会計（平成 30 年度）	一般会計等貸借対照表（平成 30 年度）
①一般会計 歳入歳出差引額 91.8 億円 （翌年度へ繰り越すべき財源を含む）	神戸市の財務書類「一般会計等」の範囲・・・一般会計、特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、市営住宅事業費、公債費） 神戸市の財務書類一般会計等貸借対照表現金預金 244 億円（①+②+③） （内訳） ①一般会計 歳入歳出差引額 91.8 億円 （翌年度へ繰り越すべき財源を含む） ②母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、市営住宅事業費、公債費 歳入歳出差引額 5.8 億円 （翌年度へ繰り越すべき財源を含む） ③一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費、市営住宅事業費、公債費 歳計外現金 146.5 億円

【全体貸借対照表との差】

決算審査意見書	神戸市の財務書類
一般・特別・公営企業会計（平成 30 年度）	全体（平成 30 年度）
①一般会計・特別会計 歳入歳出差引額 129.0 億円 （翌年度へ繰り越すべき財源を含む） ②公営企業会計 現金預金 2,031.1 億円	神戸市の財務書類全体貸借対照表現金預金 2,380 億円（①+②+③+④） （内訳） ①一般会計・特別会計 歳入歳出差引額 129.0 億円 （翌年度へ繰り越すべき財源を含む） ②公営企業会計 現金預金 2,031.1 億円 ③歳計外現金 151.7 億円 ④出納整理期間中現金出納 68.4 億円

公会計に準拠した「平成 30 年度神戸市の財務書類」では、現金預金は年度末時点の公営企業会計の現金預金の実際保有残高に、出納整理期間中に一般会計と公営企業会計間で行われる繰出金等の現金の受払い等が終了したのものとして算出している。

(3) 審査意見

本格的な人口減少社会の到来や都市間競争の激化への対応のほか、少子・超高齢社会の進展に伴う社会保障費の増加など、これまで以上に対応すべき多くの課題がある。また、本市の財政状況は改善してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済の落ち込みにより、市税収入や地方消費税交付金などの譲与税・交付金の大幅な減収も見込まれ、今後、極めて厳しい財政状況に直面することが予想される。

このような状況の中、「神戸市行財政改革 2020」を着実に実行していくとともに、人口減少に歯止めをかけ、神戸が「若者に選ばれるまち」、「誰もが活躍するまち」となるよう、「神戸 2020 ビジョン」に掲げる施策に積極的に取り組み、神戸の新たな未来を切り拓くため、次の 4 点の要望をする。

ア 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応としては、令和 2 年 3 月以降、令和 2 年度にかけて数次にわたる補正予算編成により感染症の拡大防止、市民生活及び市内事業者の経済活動の支援などに取り組んできており、その財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するほか、本市財政調整基金を充てる予算となっている。

今、新型コロナウイルス感染症は、社会経済活動の再開に伴い、感染者が増加傾向にあり、さらに、先行きは不透明である。

今後、市税収入等の大幅な減収による収支不足が見込まれる上、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の不安定化に伴い公的扶助等の増加も予想される。財政調整基金にも限りがある中、市民の命と暮らしを守るとともに、まちの魅力と活力を高める取組を進め、企業や人を神戸に呼び込む施策を展開するほか、新型コロナウイルス感染症に向き合った新たな行政課題に対応した施策も進めていくことが必要であり、行政の役割はますます重要となってくることから、既存事業についても思い切った見直しを行うなど、必要となる財源の確保に努められたい。

また、今後、職員の負担増にも対応する必要がある。短期的には優先順位を明確にした上での業務の重点化や実施方法の変更及び中長期的には ICT の活用や業務プロセスの見直しに取り組むことなど、人的資源の確保に努められるとともに、職員の士気低下を招かないよう十分配慮されたい。

イ 社会保障関係経費増大への対応

団塊世代がまもなく 75 歳に入り始め、社会保障関係費の急増が見込まれる中、令和元年 12 月 19 日に公表された政府の全世代型社会保障検討会議中間報告では、年金受給開始時期の上限を 70 歳から 75 歳に引き上げること、一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担割合を 2 割

とすることなどの方向性が明記された。

本市の一般会計歳出の扶助費は一貫して増加しており令和元年度は 2,176 億円、一般会計から特別会計の保険 3 会計（国民健康保険事業費，介護保険事業費，後期高齢者医療事業費）に対する繰出金も増加傾向が続いており，令和元年度は 590 億円となっている。

また，子育て支援の強化として令和元年 10 月からは幼児教育の無償化が開始されている。

社会保障施策に要する経費に対しては，令和元年 10 月から地方消費税が 1.7%から 2.2%に引き上げられる引上げ分は，社会保障施策に要する経費に充てるとして地方消費税交付金に必要な分が措置されることになっているが，全世代型社会保障のための必要十分な財源を地方消費税等で確保することには限界がある。

社会保障関係費の増加圧力が高まる中，事業の効率化とともに，給付と負担のバランスに努められたい。

ウ 債権管理の適正化

債権管理をテーマとした平成 30 年度の包括外部監査では，マニュアル，上司の指示，収入未済額に関する引継ぎ，債権回収の研修等に限界があり債権回収業務を全うしていない旨の認識が示されている。また，令和元年度の財務定期監査においても，債権管理台帳を作成しておらず，時効中断事由や納付交渉の記録がないなど不適正な債権管理を摘示しており，令和元年度決算においても，調定を誤って二重に計上し，その結果，実態のない収入未済額が決算書類に計上されている例がある。これについては，収入未済兼過誤納一覧表を確認するなど債権管理を適正に行っていれば容易に発見できるものである。正しい事務処理が徹底されるような取組を検討するとともに，各所属において債権情報の正確な把握と確実な管理に努められたい。

エ 財務会計システムの更新と新地方公会計制度への対応

本市では，財務情報については財務会計システムで予算編成から配分，執行を管理している。調定や不納欠損などの債権の管理については個別業務システムも担っており，個別業務システムから年度合計額を報告して財務会計システムに集約して決算作業を行っているが，その中で調定管理に課題もあることを平成 30 年度の財務定期監査で摘示している。

現在の課題に対応し，正しい決算を調製するために必要な機能を備えたシステム更新に取り組まれたい。一方，個別業務システムにおいても，財務会計システム更新の機会に連動した改修に取り組まれたい。

さらに，更新にあたっては，ICT化推進に伴う電子決裁機能の必要性や新地方公会計制度の統一基準による財務書類の作成及び活用等にも対応した上で，財務書類については財務指標の設定や適切な資産管理，セグメント分析等への活用及び本市の行財政運営に対する市民の理解を深めるための活用について検討されたい。

一般会計及び特別会計のそれぞれの決算状況、財産等の状況については以下のとおりである。

2 一 般 会 計

(1) 歳入

ア 決算状況

歳入決算状況は、第3表のとおりである。(46頁 決算審査資料別表2も参照)

第 3 表 一 般 会 計 歳 入 決 算 状 況

(単位 金額：千円，比率：%)

款	令和元年度					平成30年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	予算現額	決算額	構成 比率	執行率	収入率	決算額	構成 比率		
市 税 *	309,521,816	309,261,707	38.1	99.9	98.4	300,900,698	39.2	8,361,008	2.8
地 方 譲 与 税	4,711,000	4,864,748	0.6	103.3	100.0	4,973,879	0.6	△109,131	△2.2
利 子 割 交 付 金	260,000	270,371	0.0	104.0	100.0	523,585	0.1	△253,214	△48.4
配 当 割 交 付 金	1,881,000	1,751,157	0.2	93.1	100.0	1,568,697	0.2	182,460	11.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,383,000	937,133	0.1	67.8	100.0	1,242,947	0.2	△305,814	△24.6
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000	348,231	0.0	108.1	100.0	330,646	0.0	17,585	5.3
県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	—	—	—	—	—	4,064,871	0.5	△4,064,871	皆減
地 方 消 費 税 交 付 金	28,067,738	27,225,553	3.4	97.0	100.0	28,274,176	3.7	△1,048,623	△3.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	341,000	351,611	0.0	103.1	100.0	361,805	0.0	△10,193	△2.8
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 取 得 税 交 付 金	910,000	831,151	0.1	91.3	100.0	1,762,156	0.2	△931,005	△52.8
環 境 性 能 割 交 付 金	380,000	273,396	0.0	71.9	100.0	—	—	273,396	皆増
軽 油 引 取 税 交 付 金	6,384,000	6,533,279	0.8	102.3	100.0	6,425,087	0.8	108,191	1.7
地 方 特 例 交 付 金	5,049,380	3,493,754	0.4	69.2	100.0	1,487,356	0.2	2,006,398	134.9
地 方 交 付 税	67,046,250	74,685,551	9.2	111.4	100.0	68,417,446	8.9	6,268,105	9.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	455,000	452,186	0.1	99.4	100.0	468,881	0.1	△16,695	△3.6
分 担 金 及 負 担 金 *	1,339,811	935,402	0.1	69.8	99.6	1,018,217	0.1	△82,814	△8.1
使 用 料 及 手 数 料 *	15,029,644	14,515,919	1.8	96.6	98.6	15,385,485	2.0	△869,566	△5.7
国 庫 支 出 金	173,096,443	158,759,949	19.5	91.7	100.0	143,643,524	18.7	15,116,425	10.5
県 支 出 金	44,985,790	44,431,552	5.5	98.8	100.0	40,455,296	5.3	3,976,256	9.8
財 産 収 入 *	9,088,017	5,638,108	0.7	62.0	99.3	6,883,830	0.9	△1,245,721	△18.1
寄 附 金 *	1,296,539	767,556	0.1	59.2	100.0	920,979	0.1	△153,422	△16.7
繰 入 金 *	28,174,796	19,751,874	2.4	70.1	100.0	13,274,079	1.7	6,477,794	48.8
繰 越 金 *	9,181,618	9,181,617	1.1	100.0	100.0	5,886,423	0.8	3,295,194	56.0
諸 収 入 *	45,922,276	37,200,140	4.6	81.0	82.9	40,009,992	5.2	△2,809,852	△7.0
市 債	136,397,000	90,239,400	11.1	66.2	100.0	80,263,000	10.4	9,976,400	12.4
合 計	891,224,119	812,701,352	100.0	91.2	98.4	768,543,061	100.0	44,158,290	5.7
自主財源*	419,554,517	397,252,327	48.9	94.7	96.8	384,279,706	50.0	12,972,620	3.4
依存財源	471,669,602	415,449,024	51.1	88.1	100.0	384,263,354	50.0	31,185,669	8.1

備考：1 収入率＝決算額÷調定額×100 (調定額は、46頁 決算審査資料別表2参照)

2 自主財源は、科目名右に「*」を付したものの合計である。

当年度の歳入は、予算現額8,912億2,411万円に対し、決算額は8,127億135万円である。

決算額は、前年度歳入決算額に比べ441億5,829万円(5.7%)増加している。これは主として、県費負担教職員制度の権限移譲に伴う税源移譲(市県民税における市民税の配分比率増)や所得の増加等により個人市民税が増加して市税が増加するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付・地域型保育給付の増加等に伴い国庫支出金が増加したことによる。

予算現額に対する執行率は91.2%であり、寄附金（59.2%）、財産収入（62.0%）、市債（66.2%）で低くなっている。

調定額（46頁 決算審査資料別表2参照）に対する収入率は98.4%であり、市税では98.4%となっている。

また、地方債依存度（歳入総額に占める地方債の割合）は、11.1%（平成30年度10.4%。平成30年度全国都道府県・市町村普通会計平均は10.4%）となっている。

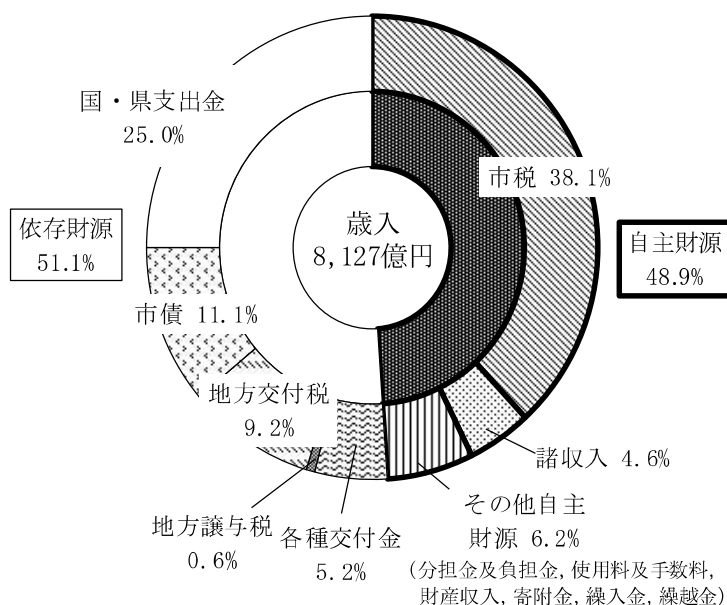
イ 自主財源と依存財源

歳入は、本市が自主的に調達できる自主財源と国や県の意思決定を経て収入される依存財源に区分すると、自主財源 3,972 億 5,232 万円、依存財源 4,154 億 4,902 万円で、第 1 図のとおり、自主財源が歳入全体に占める割合は 48.9%で、前年度に比べ 1.1 ポイント低下した。

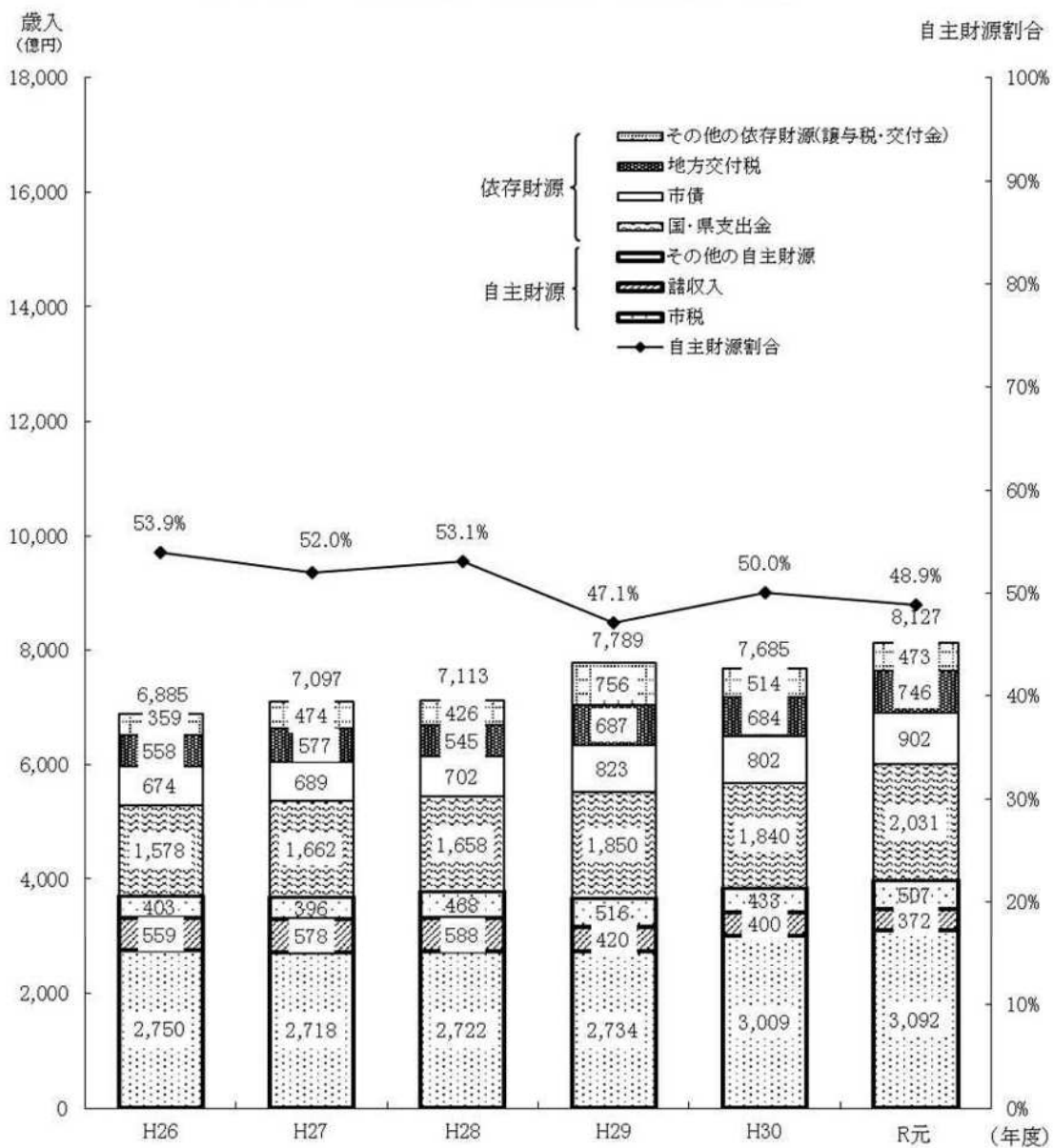
これは、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付・地域型保育給付の増加等による国庫支出金の増加等依存財源の増加が、税源移譲等による個人市民税の増加による市税の増加等自主財源の増加を上回ったことによる。

なお、その推移は第 2 図のとおりである。

第 1 図 一般会計歳入財源別構成比率



第 2 図 一般会計歳入自主財源・依存財源の推移



ウ 主な収入の状況

主な科目の状況については、以下のとおりである。（46頁 決算審査資料別表2も参照）

（ア）市税

決算額は3,092億6,170万円で、前年度に比べ83億6,100万円（2.8%）増加している。

歳入に占める市税の割合は38.1%（第3表参照）で、前年度より1.1ポイント減少した。

これは、国庫支出金、市債、繰入金等、市税以外の収入の増加が、市税の増加を上回ったことによる。

市税収入の状況（税目別）は、第4表のとおりである。

第 4 表 市 税 収 入 の 状 況

（単位 金額：千円，比率：％）

区 分	令和元年度					平成30年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	決算額	構成比率	不納欠損額	収入未済額	収入率	決算額	構成比率		
普 通 税	276,857,502	89.5	449,758	4,244,524	98.3	268,857,811	89.4	7,999,691	3.0
市 民 税	152,658,217	49.4	323,460	2,661,545	98.1	146,494,465	48.7	6,163,751	4.2
個 人	126,419,439	40.9	299,419	2,595,396	97.8	121,050,560	40.2	5,368,878	4.4
法 人	26,238,778	8.5	24,041	66,149	99.7	25,443,904	8.5	794,873	3.1
固 定 資 産 税	113,266,608	36.6	98,780	1,425,759	98.7	111,522,774	37.1	1,743,833	1.6
軽 自 動 車 税	1,683,886	0.5	27,517	154,843	90.2	1,621,414	0.5	62,471	3.9
市 た ば こ 税	9,248,790	3.0	-	45	100.0	9,219,140	3.1	29,650	0.3
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-	2,330	0.0	15	0.0	△15	皆減
目 的 税	32,404,204	10.5	23,231	346,466	98.9	32,042,886	10.6	361,317	1.1
入 湯 税	288,324	0.1	-	-	100.0	277,245	0.1	11,079	4.0
事 業 所 税	9,344,811	3.0	172	8,988	99.9	9,276,042	3.1	68,768	0.7
都 市 計 画 税	22,771,068	7.4	23,059	337,478	98.4	22,489,598	7.5	281,469	1.3
合 計	309,261,707	100.0	472,989	4,590,991	98.4	300,900,698	100.0	8,361,008	2.8

備考： 収入率＝決算額（収入済額）÷調定額×100 （調定額は、46頁 決算審査資料別表2参照）

市民税は1,526億5,821万円で、市税収入の49.4%を占めている。決算額は、前年度に比べ、県費負担教職員制度の権限移譲に伴う税源移譲（市県民税における市民税の配分比率増）や所得の増加等に伴い個人市民税が増加した。また、企業の業績回復等に伴い法人市民税も増加している。

固定資産税は1,132億6,660万円で市税収入の36.6%、都市計画税は227億7,106万円で市税収入の7.4%を占めている。家屋の新增築の増等に伴い、固定資産税、都市計画税ともに前年度に比べ増加している。

収入率は98.4%で、前年度並みとなっている。

個人市民税は均等割と所得割からなっており、本市の個人市民税の均等割は、平成26年度から10年間東日本大震災を教訓とする防災・減災のための復興税として500円が上乘せされ3,500円となっていたが、令和元年度からは、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」

等の一部改正により創設された認知症「神戸モデル」（認知症の診断助成制度や事故救済制度を創設）の負担額として400円を増額し、3,900円としている。

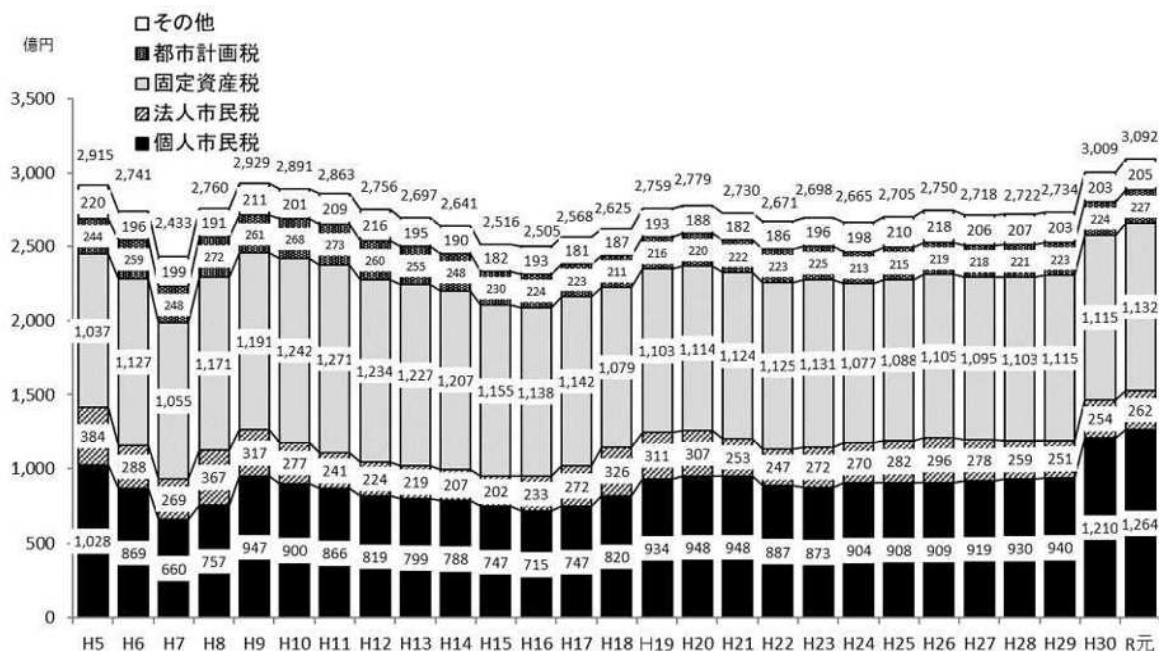
個人市民税では、令和元年度分から配偶者控除・配偶者特別控除の控除額について納税義務者の合計所得金額が900万円を超えると遡減し、1,000万円を超えると消失することとされ、配偶者特別控除について所得控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に上げられた。これによる減収額は全額国費で補填されることとなっている。今後、令和3年度分から所得控除額が見直しされるほか、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親について、児童扶養手当受給者に限定せず個人市民税を非課税とする措置、未婚のひとり親への「ひとり親控除」の適用、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するための所得制限や控除額の見直しが行われることになっている。

一方、法人市民税は、均等割と法人税割からなっているが、地域間の税額の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、令和元年10月から法人税割の法人税額に対する税率を3.7ポイント引き下げる改正が施行され、減収相当額は国税である地方法人税の税率を3.7ポイント引き上げて地方交付税の原資とすることとされている。

その他については、軽自動車税が、令和元年10月から燃費性能等に応じて軽自動車購入時に支払う環境性能割（最大2%、当分の間は県が賦課徴収）が導入されて種別割（従来からの軽自動車税）との2本立てとなり、令和元年10月から令和2年9月までに取得した自家用乗用車の環境性能割（最大2%）の1%軽減（減収分は全額国費で補てん）や、令和3年4月以後に最初の新規検査を受けた自家用乗用車について燃費性能等に応じて翌年度に課税される軽自動車税（種別割）の税率を軽減する特例（グリーン化特例）の適用対象を電気自動車等に限定する見直し、市たばこ税が、平成28年4月から令和3年10月までの段階的な引き上げにより紙巻たばこ1,000本につき5,262円（紙巻たばこ3級品は2,495円）から最終的に全て6,552円となる改正が行われている。

市税収入の推移は、第3図のとおりである。

第 3 図 市 税 収 入 の 推 移



(イ) 譲与税・交付金

歳入に占める割合は、譲与税 0.6%、交付金 5.2%、合計 5.8%（8 頁 第 1 図参照）で、前年度より 0.9 ポイント減少した。これは、消費税率引上げ分を財源とする幼児教育・保育無償化に係る令和元年度の地方負担分について、令和元年度は税率引上げに伴う地方の増収がわずかであることから交付金により所要の財政措置が講じられたことにより、地方特例交付金が増加したものの、県費負担教職員制度の権限移譲に伴い、その負担分について地方交付税とともに措置された県民税所得割臨時交付金が、当年度は市税収入（市県民税における市民税の配分比率増）で措置されたため、減少したことによる（7 頁 第 3 表参照）。

地方消費税交付金は、徴収された地方消費税を財源に都道府県間で配分後の地方消費税の 2 分の 1 相当額が、人口と従業員数に基づいて県内の市町に交付されるものである。県から市町への交付金配分基準は、地方消費税 2.2%のうち、1%相当額の 2 分の 1 が一般行政施策に要する経費として人口の割合 50%、従業員数の割合 50%により配分され、1.2%相当額の 2 分の 1 が社会保障施策に要する経費として人口により配分されており、本市では保育所待機児童の解消等の子育て施策や子ども医療費助成の充実等に活用している。

令和元年度においてはこの他、森林整備や人材育成に向けて令和 6 年度から 1 人 1,000 円を市が徴収するに先立って令和元年度から譲与される森林環境譲与税のほか、令和元年 10 月からの消費税率引上げに伴う需要の平準化のための軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による市税減収分について交付金により所要の財政措置が講じられている。

(ウ) 地方交付税

地方交付税の状況は第5表のとおりである。

第5表 地方交付税の状況

(単位 金額：千円，比率：%)

区 分	令和元年度		平成30年度		対前年度 増減額	対前年度 増減率
	決算額	構成比率	決算額	構成比率		
地方交付税	74,685,551	64.2	68,417,446	58.3	6,268,105	9.2
普通	72,574,959	62.4	65,866,429	56.1	6,708,530	10.2
特別	2,110,592	1.8	2,551,017	2.2	△ 440,425	△17.3
臨時財政対策債 *1	41,653,000	35.8	49,034,000	41.7	△ 7,381,000	△15.1
実質的な 地方交付税	116,338,551	100.0	117,451,446	100.0	△ 1,112,895	△0.9

*1 地方交付税と臨時財政対策債：地方交付税は所得税，法人税，酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額と，地方法人税の額で都道府県及び市町村がひとしくその事務を遂行することができるよう国の交付税及び譲与税配付金特別会計から交付されるが，交付税総額が不足する場合，平成12年度までは国の一般会計からの特例加算のほか交付税及び譲与税配付金特別会計による借入金によって補てんされ，国と地方が折半して償還するものとされていた。

しかし，交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高が急増した状況等を踏まえ，国と地方の責任の明確化や国と地方の財政の一層の透明化等を図るため，平成13年度の地方財政対策で，平成13年度から15年度の3年間，地方税収不足額のうち財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し，国負担分は一般会計からの加算，地方負担は臨時財政対策債により補てんするルールが導入され，その後も3年ごとに更新されている。

臨時財政対策債の償還に対しては，実際の借入れにかかわらず，その発行可能額に係る元利償還金相当額を後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入することとされていることから，地方交付税と臨時財政対策債を併せて「実質的な地方交付税」とされる。

決算額は74億8,555万円で，前年度に比べ62億6,810万円(9.2%)増加している。

これは，市税収入の増加などにより基準財政収入額は増加したものの，令和元年度地方財政対策において，地方交付税総額の確保が前年度を上回るとともに，国と地方で折半する財源不足が解消されたことから臨時財政対策債の発行が前年度から大幅に抑制されたことにより，臨時財政対策債の発行可能額が減少したことによる。

また，地方交付税と臨時財政対策債をあわせた「実質的な地方交付税」は，前年度に比べ11億1,289万円減少している。

地方交付税法の規定に基づいて作成された令和元年度地方財政計画においては，一般財源総額の確保等とともに，令和元年10月からの消費税率引上げ分を財源とする幼児教育無償化のため，同年度は消費税引き上げに伴う地方増収がわずかであることから，同年度に限り地方負担分を措置する交付金を創設して国費で対応する等，所要の財政措置が講じられることとな

っており、令和2年度以降は地方消費税の増収分の全額を地方交付税の基礎となる基準財政収入額に算入することとされているが、事業の必要十分な財源を地方消費税等で確保することには限界がある。

また、令和2年度地方財政計画においては、令和元年度と同様、一般財源総額の確保等とともに、臨時財政対策債の発行は抑制され、既往債の元利償還金分に止まるとされている。

地方交付税については、歳出の効率化を促進する観点から、平成28年度以降、地方交付税の基準財政需要額の算定において民間委託等の業務改革を実施している地方自治体の単位費用を用いるトップランナー方式の導入が推進されており、令和元年度においては、対象となる18業務のうち4業務について見直しが行われている。

また、地域間の税額の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、令和元年10月から法人市民税の法人税割の税額を3.7ポイント引き下げ、減収相当額については、国税である地方法人税の税率を3.7ポイント引き上げて地方交付税の原資とすることとされている。

(エ) 市債

市債の状況は第6表のとおりである。

(市債残高の推移については、「4(2)市債の状況」(34頁第10図)を参照。)

第 6 表 市 債 の 状 況

(単位 金額：千円，比率：%)

区 分	令和元年度		平成30年度	対前年度 増減額	対前年度 増減率
	決算額	構成比率	決算額		
民 生 債	3,460,000	3.8	1,327,000	2,133,000	160.7
衛 生 債	2,427,000	2.7	4,787,000	△ 2,360,000	△49.3
環 境 債	2,179,000	2.4	1,080,000	1,099,000	101.8
土 木 債	9,930,000	11.0	5,761,000	4,169,000	72.4
都 市 計 画 債	3,086,000	3.4	2,880,000	206,000	7.2
住 宅 債	77,000	0.1	36,000	41,000	113.9
消 防 債	2,501,000	2.8	1,954,400	546,600	28.0
教 育 債	11,764,000	13.0	8,031,000	3,733,000	46.5
そ の 他	11,796,000	13.1	4,433,000	7,363,000	166.1
小 計	47,220,000	52.3	30,289,400	16,930,600	55.9
臨 時 財 政 対 策 債	41,653,000	46.2	49,034,000	△ 7,381,000	△15.1
災 害 復 旧 債	1,366,400	1.5	939,600	426,800	45.4
合 計	90,239,400	100.0	80,263,000	9,976,400	12.4

決算額は902億3,940万円で、前年度に比べ99億7,640万円(12.4%)増加している。これは主として、道路整備等に係る土木債が41億6,900万円、学校整備等に係る教育債37億3,300万円、新長田合同庁舎の整備等によりその他が73億6,300万円それぞれ増加したこと

による。

(オ) 不納欠損額及び収入未済額

不納欠損額及び収入未済額の状況は、第7表のとおりである。(46頁 決算審査資料別表2も参照)

第7表 不納欠損額及び収入未済額の状況

(単位 金額：千円，比率：%)

区 分	令和元年度				平成30年度		対前年度増減額	
	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
市 税	314,325,687	309,261,707	472,989	4,590,991	617,578	4,408,368	△ 144,588	182,622
分 担 金 及 負 担 金	939,599	935,402	93	4,103	317	878	△ 224	3,224
使 用 料 及 手 数 料	14,726,580	14,515,919	9,320	201,341	14,031	200,478	△ 4,711	862
国 庫 支 出 金	158,760,003	158,759,949	-	54	-	-	-	54
県 支 出 金	44,431,602	44,431,552	-	50	-	-	-	50
財 産 収 入	5,675,526	5,638,108	6,356	31,060	324,266	41,495	△ 317,909	△ 10,434
寄 附 金	767,556	767,556	-	-	-	12,519	-	△ 12,519
諸 収 入	44,860,516	37,200,140	1,289,147	6,371,228	247,757	7,224,966	1,041,389	△ 853,737
納 付 金	6,665,220	4,421,594	466,476	1,777,149	152,487	1,851,423	313,989	△ 74,273
貸 付 金 元 利 収 入	14,377,343	10,047,024	792,944	3,537,374	40,239	4,367,558	752,705	△ 830,183
そ の 他	23,817,951	22,731,522	29,725	1,056,703	55,030	1,005,984	△ 25,305	50,719
合 計	825,678,087	812,701,352	1,777,906	11,198,828	1,203,951	11,888,707	573,955	△ 689,878

備考：合計額は一般会計の総合計を掲載した。

不納欠損額は17億7,790万円で、主な内訳は貸付金元利収入などの諸収入12億8,914万円、市税4億7,298万円である。諸収入のうち災害援護資金貸付金等の貸付金元利収入における増加により前年度に比べ5億7,395万円増加している。

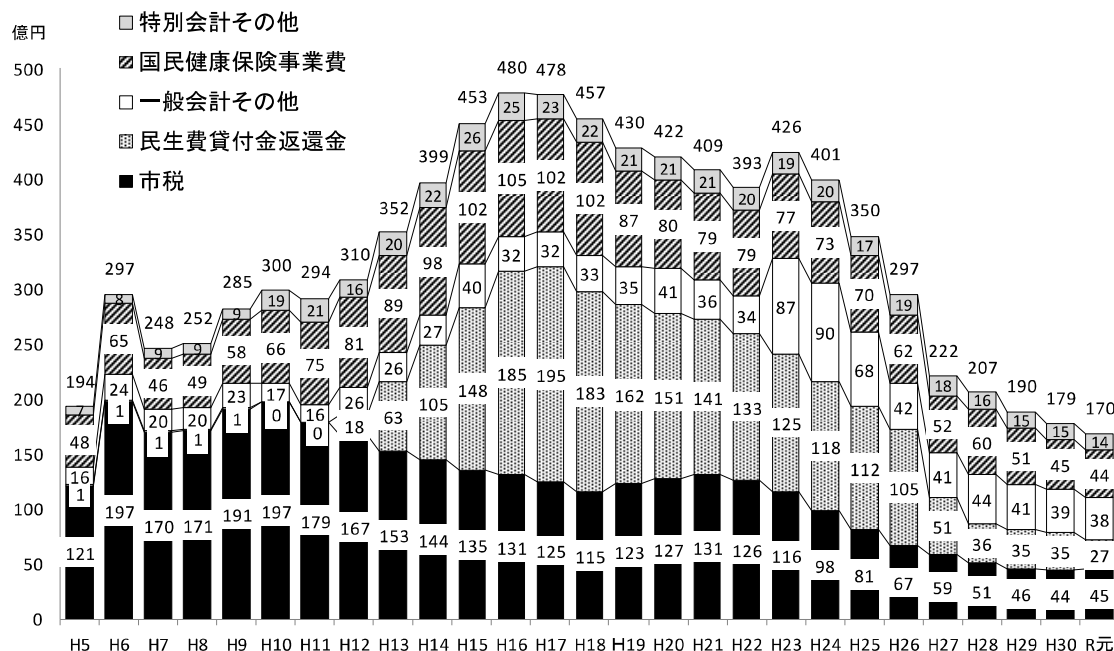
収入未済額は111億9,882万円で、主な内訳は貸付金元利収入などの諸収入63億7,122万円、市税45億9,099万円である。貸付金元利収入等の諸収入における減少により前年度に比べ6億8,987万円減少している。

貸付金元利収入のうち、災害援護資金貸付金の返還については、平成27年度に国から、償還期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済する見込がない債権については、市は当該債務者に対する債権を免除することができる旨の通知が出され、これに基づき免除額(元利)が65億円を超える償還免除を平成29年度にかけて行ってきた。また、令和元年8月に施行された災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、平成10年の被災者生活再建支援法制定以前の災害について、総所得額から租税その他の公課の金額を控除した金額が150万円未満でかつ一定の資産基準にある借受人につき償還

免除が可能となり、また償還期限から 10 年経過後に市町村が保証債権を放棄することが可能となった。これに基づき令和元年度は 7 億 5,882 万円の償還免除を行った。

なお、調定を誤って二重に計上し、その結果、実態のない収入未済額が決算書類に計上されている例がある。これについては、収入未済兼過誤納一覧表を確認するなど債権管理を適正に行っていれば容易に発見できるものである。正しい事務処理が徹底されるような取組を検討するとともに、各所属において債権情報の正確な把握と確実な管理に努められたい。

第 4 図 収入未済額の推移



(2) 歳出

ア 決算状況

歳出決算状況（目的(款)別）は、第8表のとおりである。（50頁 決算審査資料別表4も参照）

第 8 表 一 般 会 計 歳 出 決 算 状 況 （ 目 的 （ 款 ） 別 ）

(単位 金額：千円，比率：%)

款	令和元年度					平成30年度			対前年度 増減額 (D)	対前年度 増減率 (D/C×100)
	予算現額 (A)	決算額 (B)	構成 比率	執行率 (B/A× 100)	翌年度 繰越額	不用額	決算額 (C)	構成 比率		
議 会 費	2,159,032	2,089,648	0.3	96.8	—	69,383	2,100,791	0.3	△11,142	△0.5
総 務 費	75,256,356	66,605,485	8.3	88.5	2,203,314	6,447,556	51,909,745	6.8	14,695,740	28.3
市 民 費	6,991,140	6,121,371	0.8	87.6	458,694	411,074	5,330,689	0.7	790,682	14.8
民 生 費	285,404,027	270,742,425	33.7	94.9	5,831,755	8,829,846	258,195,026	34.0	12,547,398	4.9
衛 生 費	28,011,336	27,134,133	3.4	96.9	390,663	486,539	28,282,620	3.7	△1,148,486	△4.1
環 境 費	23,056,790	22,228,597	2.8	96.4	112,503	715,689	20,836,139	2.7	1,392,457	6.7
商 工 費	14,066,145	9,673,071	1.2	68.8	926,682	3,466,391	9,747,230	1.3	△74,159	△0.8
農 政 費	4,870,866	3,536,938	0.4	72.6	233,328	1,100,599	2,831,623	0.4	705,314	24.9
土 木 費	55,459,886	34,703,822	4.3	62.6	19,110,931	1,645,132	28,337,759	3.7	6,366,062	22.5
都 市 計 画 費	19,316,032	13,017,613	1.6	67.4	3,475,589	2,822,829	11,654,998	1.5	1,362,614	11.7
住 宅 費	5,614,147	4,624,647	0.6	82.4	178,182	811,317	4,498,850	0.6	125,796	2.8
消 防 費	21,915,187	20,617,951	2.6	94.1	795,863	501,372	19,404,720	2.6	1,213,230	6.3
教 育 費	156,470,270	133,611,615	16.6	85.4	17,469,178	5,389,477	128,563,637	16.9	5,047,977	3.9
災 害 復 旧 費	2,702,197	2,460,910	0.3	91.1	54,183	187,103	2,635,887	0.3	△174,977	△6.6
諸 支 出 金	189,619,519	186,510,339	23.2	98.4	—	3,109,179	185,031,723	24.4	1,478,615	0.8
うち繰出金	179,268,637	176,580,508	22.0	98.5	—	2,688,128	175,421,101	23.1	1,159,407	0.7
予 備 費	311,188	—	—	—	—	311,188	—	—	—	—
合 計	891,224,119	803,678,569	100.0	90.2	51,240,865	36,304,684	759,361,443	100.0	44,317,125	5.8

当年度の歳出は、予算現額 8,912 億 2,411 万円に対し、決算額 8,036 億 7,856 万円、翌年度繰越額 512 億 4,086 万円、不用額 363 億 468 万円である。

決算額は、前年度歳出決算額に比べ 443 億 1,712 万円 (5.8%) 増加している。これは主として、新長田合同庁舎の整備や都心・三宮再整備に伴う本市本庁舎移転関連等により総務費が、保育定員確保に伴う教育・保育施設の整備等により民生費が、その他、土木費や教育費等が増加したことによる。

翌年度繰越額の主な内訳は、繰越明許費が、道路橋梁整備事業、海岸保全事業等の土木費、学校建設事業等の教育費、民生施設整備事業等の民生費等で 496 億 2,295 万円、事故繰越しが、民生施設整備事業等の民生費等で 16 億 1,791 万円となっている。

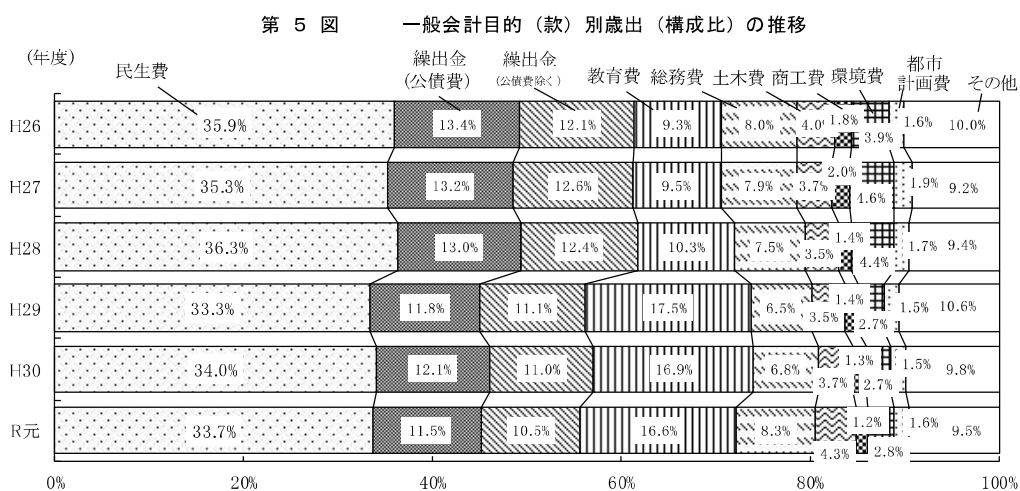
不用額の主な内訳は、民生施設整備費、子ども家庭費等の民生費で 88 億 2,984 万円、管理費、職員費、財産管理費等の総務費で 64 億 4,755 万円、学校建設費等の教育費で 53 億 8,947 万円などであり、前年度に比べ 48 億 9,206 万円 (15.6%) 増加している。

予備費は、当初予算で 7 億円を計上していたが、民生費に 2 億 4,195 万円、諸支出金に 1 億 261 万円、総務費に 4,424 万円、合計 3 億 8,881 万円を執行し、この内、新型コロナウイルス感

感染症への対応で1億6,269万円を執行した。その結果、予備費は3億1,118万円の不用となった。

予算に対する執行率は90.2%であり、執行率が低いものは土木費(62.6%)、都市計画費(67.4%)である。

なお、目的(款)別歳出(構成比)の推移は、第5図のとおりである。直近5年間では教育費が増加傾向にあり、繰出金(公債費)、環境費等が減少傾向にある。



イ 性質別歳出

決算額を性質別に前年度と比較すると、第 9 表のとおりである。(48 頁 決算審査資料別表 3 も参照)

性質別歳出及び市税収入の推移は、第 6 図のとおりである。

第 9 表 一般会計歳出決算額性質別内訳

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		比較増減額 (C)=(A-B)	対前年度 増減率
	決 算 額 (A)	構 成 比 率	決 算 額 (B)	構 成 比 率		
義 務 的 経 費	499,743,397	62.2	489,131,389	64.5	10,612,008	2.2
人 件 費	190,029,840	23.6	189,012,184	24.9	1,017,656	0.5
扶 助 費	217,665,586	27.1	208,598,809	27.5	9,066,777	4.3
公 債 費	92,047,971	11.5	91,520,396	12.1	527,575	0.6
投 資 的 経 費	85,162,639	10.6	64,378,214	8.5	20,784,425	32.3
補 助 事 業	26,380,090	3.3	17,756,426	2.3	8,623,664	48.6
単 独 事 業	58,782,549	7.3	46,621,788	6.2	12,160,761	26.1
他 会 計 繰 出 金	84,532,537	10.5	83,900,705	11.0	631,832	0.8
貸 付 金	6,156,702	0.8	6,941,627	0.9	△ 784,925	△ 11.3
積 立 金	7,829,603	1.0	6,150,740	0.8	1,678,863	27.3
そ の 他	120,253,692	14.9	108,858,768	14.3	11,394,924	10.5
合 計	803,678,570	100.0	759,361,443	100.0	44,317,127	5.8

備考：1 「人件費」は一般職員に支給される給料や手当，市長や議員など特別職の報酬のほか，共済費などを含む。
 2 「他会計繰出金」には公債費への繰出金を含まず，公債費への繰出金は「公債費」に計上している。
 3 「その他」は，物件費，補助費等である。
 4 各数値は，項目ごとに表示単位未満を四捨五入しているものがあるため，合計等と一致しない場合がある。
 資料：行財政局財務課

義務的経費の構成比率は，前年度に比べ 2.3 ポイント減少し，62.2%となっている。

前年度に比べ，義務的経費は，人件費が定年退職者の増や給与改定等により，扶助費は教育・保育給付や障害者自立支援給付費等の増により増加している。また，公債費は，利子は減少したものの，満期一括償還積立金の増により増加している。なお，職員総定数の推移は第 10 表，義務的経費の推移は第 7 図 (21 頁) のとおりである。

投資的経費は，新長田合同庁舎の整備や保育定員確保に伴う教育・保育施設の整備等により増加した。

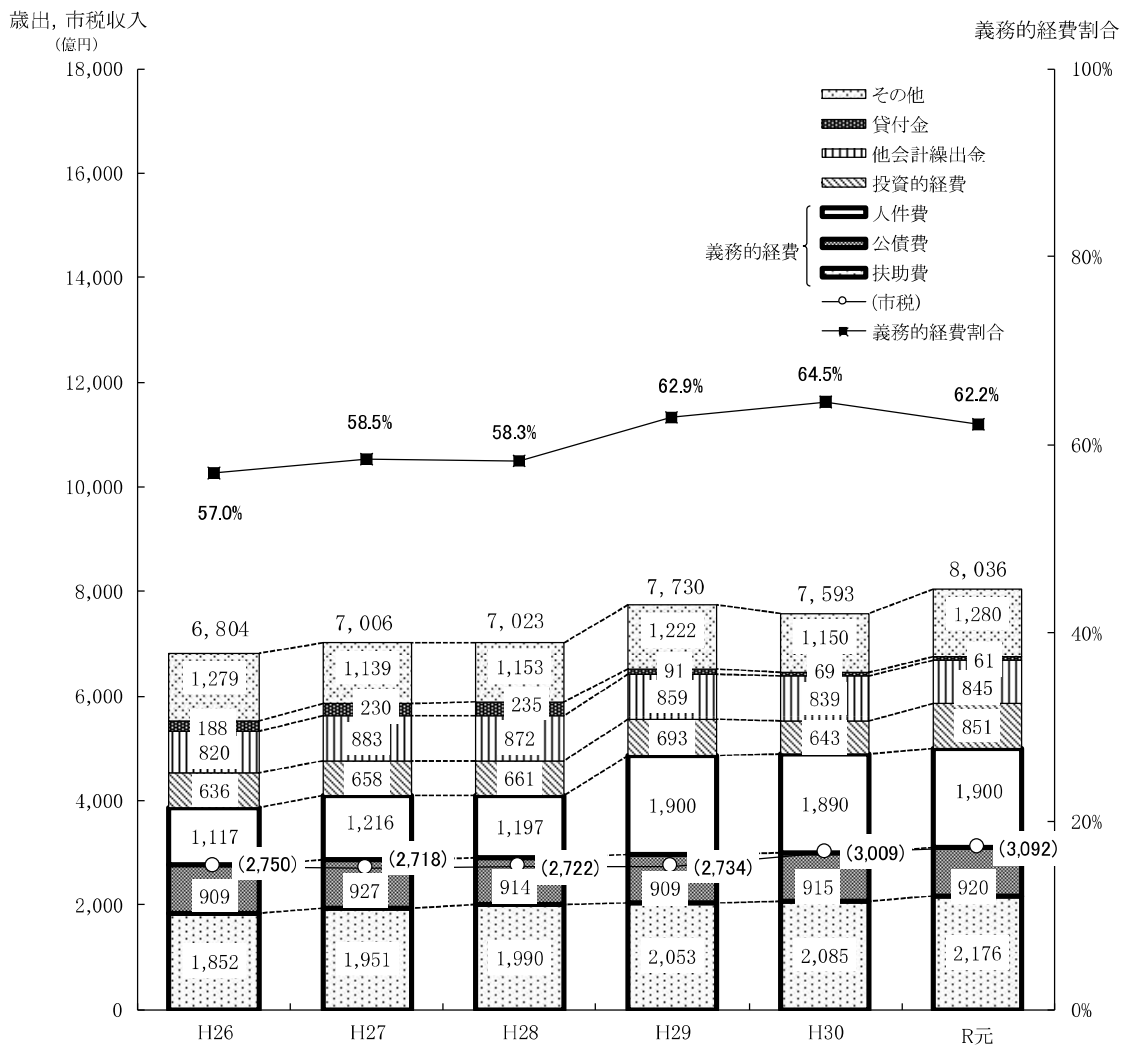
他会計繰出金は，市街地再開発事業費等への一般会計繰出金の増等により増加した。

貸付金は，中小企業融資制度預託金の減等により減少し，積立金は，災害救助基金の創設等により増加した。

その他，消費税率引き上げに伴う経済対策としてプレミアム付商品券発行事業を実施したこ

と等により、物件費が増加している。

第 6 図 一般会計性質別歳出及び市税収入の推移



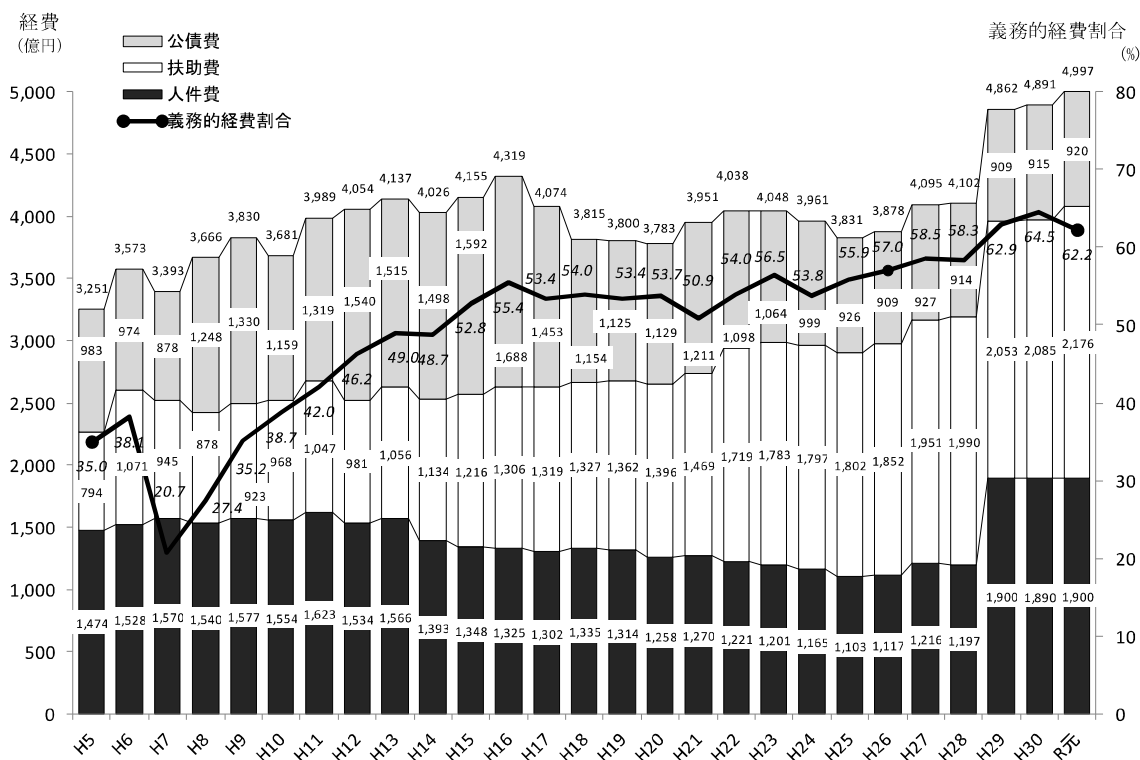
第 10 表 職員定数の推移

区 分	平成7年度	平成8~22年度	行財政改革2015	行財政改革2020				合計	
			平成23~27年度	II28年度	II29年度	II30年度	R元年度		小計
総定数 (人)	21,728	16,164	14,538	14,428	21,767 (14,309)	21,792 (14,214)	21,692 (14,130)	-	-
削減数 (人)		△ 5,564	△ 1,626	△ 110	7,339 (△119)	25 (△95)	△ 100 (△84)	7,154 (△408)	△ 36 (△7,598)

備考：1 () は県費負担教職員制度の権限移譲による増を除く。

2 増減数には、外郭団体等への派遣職員の増減を含む。

第 7 図 義務的経費の推移



備考：人件費は平成27年度より臨時的任用職員及び嘱託職員を含む。

ウ 繰出金

他会計に対する繰出金の状況は、第11表のとおりである。

第 11 表 他会計に対する繰出金の状況

(単位 金額：千円，比率：%)

会 計 別	令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		対前年度 増減額 (C)=(A)-(B)	対前年度 増減率 (C/B×100)
	決 算 額 (A)	構 成 比 率	決 算 額 (B)	構 成 比 率		
市 場 事 業 費	316,664	0.2	107,746	0.1	208,917	193.9
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	525,942	0.3	502,938	0.3	23,003	4.6
国 民 健 康 保 険 事 業 費	17,305,152	9.8	16,254,938	9.3	1,050,213	6.5
農 業 共 済 事 業 費	67,187	0.0	83,572	0.0	△ 16,385	△ 19.6
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	2,401	0.0	2,344	0.0	56	2.4
農 業 集 落 排 水 事 業 費	808,987	0.5	1,025,878	0.6	△ 216,890	△ 21.1
市 街 地 再 開 発 事 業 費	5,739,444	3.3	5,880,048	3.4	△ 140,603	△ 2.4
市 営 住 宅 事 業 費	2,075,700	1.2	3,517,902	2.0	△ 1,442,202	△ 41.0
介 護 保 険 事 業 費	20,940,718	11.9	19,161,185	10.9	1,779,532	9.3
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	20,818,725	11.8	20,295,127	11.6	523,597	2.6
小 計 (特 別 会 計 へ の 繰 出 金)	68,600,923	38.8	66,831,683	38.1	1,769,239	2.6
下 水 道 事 業 会 計	4,594,470	2.6	5,513,353	3.1	△ 918,882	△ 16.7
港 湾 事 業 会 計	4,032,026	2.3	5,634,153	3.2	△ 1,602,126	△ 28.4
自 動 車 事 業 会 計	575,865	0.3	538,904	0.3	36,961	6.9
高 速 鉄 道 事 業 会 計	6,519,143	3.7	5,092,966	2.9	1,426,177	28.0
水 道 事 業 会 計	208,766	0.1	288,068	0.2	△ 79,302	△ 27.5
工 業 用 水 道 事 業 会 計	1,341	0.0	1,576	0.0	△ 235	△ 14.9
小 計 (企 業 会 計 へ の 繰 出 金)	15,931,614	9.0	17,069,021	9.7	△ 1,137,407	△ 6.7
公 債 費 繰 出 金	92,047,971	52.1	91,520,395	52.2	527,575	0.6
合 計	176,580,508	100.0	175,421,101	100.0	1,159,407	0.7

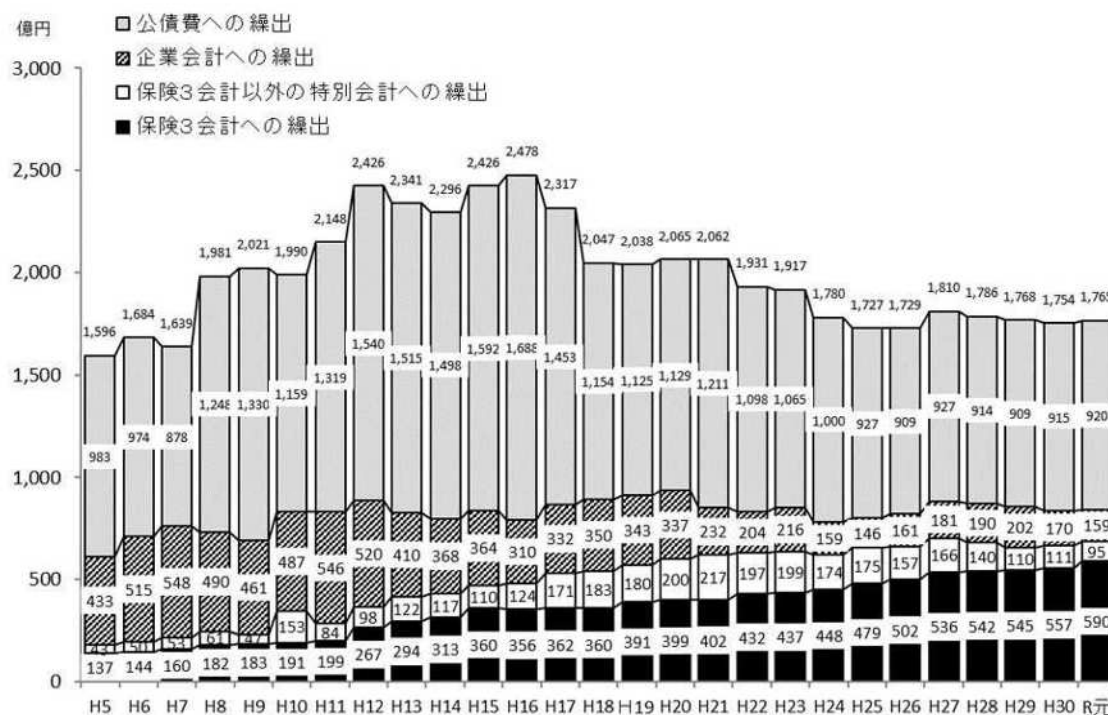
決算額は1,765億8,050万円で、このうち公債費繰出金が920億4,797万円で全体の52.1%を占めている。

前年度と比較すると11億5,940万円(0.7%)増加しており、このうち公債費を除く特別会計への繰出金については、決算額が686億92万円で、前年度に比べ17億6,923万円増加している。これは、市営住宅事業費、農業集落排水事業費、市街地再開発事業費等が減少したものの、介護保険事業費、国民健康保険事業費、後期高齢者医療事業費等が増加したことによる。

企業会計への繰出金については、高速鉄道事業会計等で増加したものの、港湾事業会計、下水道事業会計等で減少したことにより、11億3,740万円の減少となった。

繰出金の推移は、第8図のとおりである。

第 8 図 繰出金の推移



繰出金のうち、令和元年度は国民健康保険事業費、介護保険事業費及び後期高齢者医療事業費で特別会計全体の 86.1%を占め、その構成比は年々大きくなっている。

保険 3 会計への繰出金（構成比）の推移は、第 12 表のとおりである。

第 12 表 保険 3 会計への繰出金構成比の推移

(単位：百万円，比率：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特別会計への繰出金 (A)	65,401	65,901	70,224	68,188	65,621	66,831	68,600
保険 3 会計への繰出金 (B)	47,915	50,230	53,639	54,222	54,571	55,711	59,064
構成比 (B/A)	73.3	76.2	76.4	79.5	83.2	83.4	86.1